

# 医療保険のしおり

## 平成25年度指導における指摘事項 No.2

平成25年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。No.1は5月号へ掲載しております。

### 6 検査・画像診断

(1) 検査の実施に際し、実施する根拠の診療録への記載がないため検査の必要性に疑義のある例が認められたので改めること。

例：超音波検査

(2) 必要性が乏しいにもかかわらず実施された検査が認められたので改めること。

(3) 健康診断として実施された検査を保険請求している例が認められたので改めること。

例：HbA1c

(4) 検査項目がセットになっており、必要でない項目が含まれている例が認められたので改めること。

例：S-M及び簡易培養

(5) 検査の実施に際し、実施する根拠、結果の評価の診療録への記載がないため検査の必要性に疑義のある例が認められたので改めること。

例：S-M、簡易培養、CRP及び生化学検査

(6) 検査結果の診療録への記載がないため、検査を実施したことが確認できない例が認められたので改めること。

例：簡易培養

(7) 呼吸心拍監視の算定に対し、観察結果の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

### 7 投薬・注射

(1) 禁忌投与の例が認められたので改めること。

例：消化性潰瘍、重篤な腎疾患の患者に対するエトドラク錠の投与  
消化性潰瘍のある患者に対するカロナールの投与

(2) 適応傷病名がないにもかかわらず投与された薬剤の例が認められたので改めること。

例：抗生物質の投与がない患者に対するビオフィェルミンRの投与

(3) 薬剤投与に際し、服薬状況を確認していない例、服薬状況に係る確認事項を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

(4) 薬剤投与に際し、服薬状況は確認しているが、確認した事項を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

(5) 複合ビタミン剤と各種ビタミン剤を併用している例が認められたので改めること。

例：ビタミンジン配合カプセルとアリナミンF50注

(6) 重複投与の例が認められたので改めること。

例：アリナミンF糖衣錠とアリナミンF50注を経口と注射の両方で使用している例。

- (7) ビタミン剤投与に際し、投与が必要且つ有効と判断した趣旨を具体的に診療録に記載していない例、効果判定を行うことなく漫然と投与している例が認められたので改めること。
- (8) ビタミン製剤を単なる栄養補給目的で投与している例、投与が必要且つ有効と判断した趣旨が診療録に記載していない例、効果判定を行うことなく漫然と投与している例が認められたので改めること。
- (9) 高カロリー輸液を行っていないにもかかわらず中心静脈注射を算定している例が認められたので改めること。
- (10) 多種類の降圧剤が投与されているにもかかわらず、服薬状況について確認した事項が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (11) 抗菌剤を過量に投与している例が認められたので改めること。
- (12) 急性期に使用されるべき薬剤が漫然と長期間にわたり投与されている例が認められたので改めること。

例：メニエル病の患者に対するイソバイドシロップ

- (13) 生理食塩液については、必要性を考慮して使用するよう改めること。
- (14) 処方せん料について、患者に責のある理由により薬剤の再交付を受けるため、患者に処方せんを交付した際に算定している例が認められたので改めること。
- (15) 特定疾患処方管理加算について、対象疾患が主病でないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。

## 8 リハビリテーション

- (1) 運動器リハビリテーション料算定に際し、診療録に「リハビリ」とのみ記載し、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の区別もなく、又、実施単位数の記載もなく算定している例が認められたので改めること。
- (2) 運動器リハビリテーション料対象疾患でないにもかかわらず運動器リハビリテーション料（Ⅱ）を算定している例が認められたので改めること。
- (3) 運動器リハビリテーション料算定に際し、効果判定をすることなく漫然と行い算定している例が認められたので改めること。
- (4) 運動器リハビリテーション料算定に際し、以前から発症しているにもかかわらず、入院日又は診療録に急性増悪との所見のない単なるリハビリテーション再開日を起算日として、早期リハビリテーション加算、初期加算を算定している例が認められたので改めること。

## 9 処置・手術

- (1) 創傷処置の算定に際し、医師が診察を行うことなく看護師が処置を行い算定している例が認められたので改めること。
- (2) 創傷処理を実施した範囲と異なる範囲のものを算定している例が認められたので改めること。
- (3) 人工腎臓を月の途中、他医療機関からの転医により実施した場合に他医療機関における実施回数を確認することなく算定している例が認められたので改めること。
- (4) 患者を診察することなく消炎鎮痛等処置を実施している例が認められたので改めること。
- (5) 消炎鎮痛等処置について、必要性が乏しい患者に対して実施した例、効果判定を行うことなく漫然

と実施していた例が認められたので改めること。

(6) 皮膚科軟膏処置を実施した際に、処置した範囲が診療録等に記載されていない例が認められたので改めること。

(7) 関節穿刺と関節腔内注射を同時に行い併算定している例が認められたので改めること。

## 10 その他

指導・管理料等の算定に際し、ゴム印を押す等により事務員が算定している例が認められたので、指導・管理料等の算定に際しては、医師自らが算定要件を満たしているか否かを確認し、診療録に算定した旨を記録すること。

## Ⅱ 診療報酬の請求に係る事項

診療報酬明細書に治療中の傷病名が転記されていない例が認められたので改めること。

## Ⅲ 施設基準・事務的取扱いに係る事項

### 1 施設基準

(1) 特別の療養環境の対象病室に係る変更について報告すること。

(2) 疾患別リハビリテーションの専従者の変更について変更届を提出すること。

### 2 診療録の保存

診療録の保存期間は、その完結の日から5年とされているので、適切に取り扱うこと。

### 3 届出

届出事項に変更があった場合には、速やかに中国四国厚生局鳥取事務所へ届出事項変更届を提出すること。

- ・ 保険医の退職
- ・ 別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所の施設基準に係る当該診療所の在宅医療を担当する常勤医師の氏名

## Ⅳ その他

(1) 電子カルテについて、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、運用管理規定を作成すること。

(2) 電子カルテ操作者のパスワードは、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき変更するよう改めること。

(3) 一部負担金の未収金について、管理簿等を作成し、適正に管理すること。